

会 長	事務局長	係

## 第 8 2 4 回

### 宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和 2 年 5 月 8 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 第 3 会議室

3. 出席者（11名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

-----  
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、農地利用最適化推進員は招集せず。

4. 欠席者（7名）

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

5. 事務局等出席者

事務局長心得兼農地係長 小松 憲司 事務局主事 山本 恵美

6. 付議案件

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審査について  
議案第 2 号 宿毛市農用地利用集積計画について

- 議長 寒い風も吹きましたが、5月になり暑くなってきましたので、皆さん十分お身体に気をつけてください。
- これより、第824回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。
- 本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、6番小川節美委員、7番澤田誠規委員にお願いします。
- なお、今回の総会につきましても新型コロナウイルスの感染拡大防止と危機管理の観点から推進委員は出席せず、農業委員のみとし規模を縮小して開催します。
- また、会議中のマスク着用、室内の換気、座席を一定の間隔に空けるなど感染防止対策を行い、総会の時間も短縮して開催したいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 議長 長 これより議事に入ります。
- 議長 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局長 議案の説明に入る前に資料の確認と差し替えをお願いいたします。6ページ3つあるうちの7番、氏名に誤りがあります。すでに息子さんに経営移譲しております。初めの確認が不十分で申し訳ありません。
- 事務局員 今回の申請は4件。内訳は、贈与と売買による所有権移転です。
- それでは、ご説明いたします。番号4番。場所は2ページに位置図をつけております。大字山田。山本推進委員さんのご自宅周辺、土居ノ内川沿いに広がる農地のうちの3筆になります。
- 譲渡人は、相続により農地を取得しておりますが、地区外に在住しており、この度、農地を地元の方に譲り渡すことになりました。この方は義理の弟になります。
- 贈与で、取得後は畑で季節野菜を作る予定とのことです。
- 全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
- 続きまして、番号5番。場所は3ページに位置図をつけております。大字錦。場所は、フジ宿毛店東側道路と交わる主要地方道宿毛城辺線の信号交差点を北側に進み、譲受人の自宅から約1km過ぎたところにある農地1筆になります。この農地はもともと譲受人の先祖のもので、この度、登記

の準備が整い、贈与となったものです。取得後はししとうを作る予定です。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号6番。場所は4ページに位置図をつけております。大字伊与野。場所は、伊与野川に沿って東側に広がる農地のうちの1筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりますが、地区外に在住しており、この度農地を地元の方へ譲り渡すことになりました。

売買で、取得後は水稲と季節野菜を作る予定とのことです。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

最後に番号7番。場所は5ページに位置図をつけております。大字和田。松田川小学校前に広がる農地のうちの3筆になります。

譲渡人は、所有権移転により農地を取得しておりますが、この度農地を地元の方に譲り渡すこととなりました。この方は実の母親で高齢ですが、畑仕事を生きがいとしています。

贈与で、取得後は水稲と季節野菜を作る予定とのことです。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号4番について、土居ノ内地区担当の今津委員より説明をお願いします。

○今津委員 【議案書をもとに4番朗読】  
譲渡人●●さんのご主人が譲受人のお兄さんです。山本委員も地元であり、話も聞いており、譲渡人●●さんに連絡を取ってくれました。間違いないということですので、審議よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号5番について、錦地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに5番朗読】

先月、両方に電話して確認しました。「間違いがないのでよろしく願  
いします。」ということですので、審議よろしく願います。

○議 長 続きまして、受付番号6について、伊与野地区担当の寺田委員より説明  
をお願いします。

○寺田委員 【議案書をもとに6番朗読】  
双方に確認して間違いがないということですので、審議よろしく願  
います。

○議 長 続きまして、受付番号7番について、和田地区担当の田村委員より説明  
をお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに7番朗読】  
松本委員と現地を確認して、譲受人のお宅にもお伺いしました。娘さん  
が相続したものの、娘さんは、他の地区にいて、もうよう作らんからお母  
さんへということです。お母さんには100歳まで頑張ってもらいたいと  
のことです。娘さんにも確認をとり、間違いがないということですので、審  
議よろしく願います。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は  
ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」4件の報告があり、  
審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異  
議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」の4件は、許可すること  
に決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題

といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画」についてご説明いたします。  
議案書は6ページになります。申請件数は3件、新規設定が2件、再設定が1件のあわせて3件となります。

番号5番。新規設定です。場所は大字和田、松田川小学校の前に広がる農地のうちの2筆。この農地は、昨年6月に借受人の奥さんとの間で利用権が設定されていましたが、この度借受人をご主人さんに変更のうえ再度設定するものです。ご夫婦は移住者で新規就農者です。

地目は田ですが、ライムを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして番号6番。再設定です。場所は大字山田、木材共販所の東側に広がる農地のうちの1筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

最後に番号7番。新規設定です。場所は大字芳奈、宿毛市総合運動公園入口付近の農地のうちの1筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議長 続きまして、受付番号5番について、和田地区担当の田村委員お願いいたします。

○田村委員 **【議案書をもとに5番朗読】**

松本委員とハウスを見に行きました。荒れていたところがきれいになっていました。二人に確認し、「よろしく願います。」ということですので、審議よろしく願います。

○議長 続きまして、受付番号6番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いいたします。

- 小川委員           【議案書をもとに6番朗読】  
先日、双方に確認をとり、問題ないと思いますので、審議よろしくお願  
いします。
- 議 長           続きますして、受付番号7番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明  
をお願いします。
- 澤田委員           【議案書をもとに7番朗読】  
今回、利用権設定をした。先ほど局長が説明してくれたとおりで、うっ  
かり●●の名前を書いたということです。
- 議 長           事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は  
ございませんか。
- 田村委員           5番の●●さんはライムを作るということですが、委員さんの中にもお  
二人ミカンのプロがいるので、助けてあげてください。
- 羽賀委員           面識はあります。
- 議 長           ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長           これより採決をいたします。  
議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」3件の報告があり、  
審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異  
議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長           異議なしということですので、「議案第2号」の3件は、市に通知するこ  
とに決しました。
- 議 長           事続きますして、協議事項に入ります。  
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

- 事務局長説明 受付番号3 所在地 芳奈 登記地目 畑 (P8)  
場所は芳奈地区、浜田の泊り屋や浜田集会所の手前、約40年前頃より倉庫の敷地として造成されて以来、継続して利用され現在に至ります。  
以上1件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 続きまして、受付番号3番について、芳奈地区担当の澤田委員お願いいたします。
- 澤田委員 【議案書をもとに7番朗読】  
奥さんの里に住んでおり、この土地は長男が持っていたそう。弟のほうに贈与するということ。●●さんの倉庫があつて、その隣へ申請土地があります。審議よろしく願いします。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 小島委員 非農地としては問題ないのではないか。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。  
  
(「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。  
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。  
  
(「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、非農地証明の1件は、証明することに決しました。
- 議 長 事務局より報告事項があります。
- 事務局長 (農地法第5条許可申請にかかる質問について)  
私の方から、まず2点、配布した資料をご覧ください。「農地に関する

相談」です。前回の総会時に寺田委員と小島委員から質問がありました、農地法第5条一時転用許可申請審査への質問について事務局から回答いたします。

この一時転用案件の内容は、国道56号線宿毛トンネル付近の携帯電話サービスの通信品質の向上を図るため、宿毛市野地の農地（畑）2筆へ基地局の新設工事に伴うもので、3月総会に一度申請した後、4月の総会で再び申請がありました。

転用目的は、KDDI、ソフトバンクの携帯電話サービスの通信品質の改善を目的として、賃借権を設定し申請地に携帯電話基地局を設置しようとするもので永久転用です。

その後、新たに提出された内容は、1年間の一時転用として申請地へ工事作業ヤードとして土木安定シートを敷き鉄板を敷くもので、作業ヤードはコーン等により区画し、作業員以外は立ち入りできないものとなります。工事完成後は、業者により農地への原型復旧を行なう内容でした。

3月総会のあと再び申請された理由については、前任者へ確認の結果、申請者の認識不足によるもので、先に申請された内容（永久転用）に工事作業ヤードの内容が含まれておらず、申請内容と異なることから改めて一時転用の申請が必要であると高知県から指摘を受け申請に至ったものであります。

次に、一時転用の手続きに関しまして本日配布しております資料に沿ってご説明いたします。参考までに、「農地に携帯電話用の電波塔を建てる場合の農地法の許可について」と題した相談内容と、回答、解説の資料を配布しております。

通常、一時転用の場合は、農地法（第5条許可申請）の手続きに基づき行われます。本案件は電気通信事業の拡充における通話エリア確保のため新たに基地局を設置するもので、申請者が認定電気通信事業者の場合（農地法施行規則 昭和27年農林省令第79号により）は、農地転用許可申請を要しないこととなっておりますが、今回の申請者はこれらに該当しないことから、通常の申請手続きを行っております。

黄色でマーキングしておりますが、認定電気通信事業者が農地に電波塔を設置する転用行為は、農地法施行規則53条14号により農地転用許可の例外とされておりますので、認定電気通信事業者が転用実施主体（譲受人）であるときは、設置にあたり農地法第5条の許可を得る必要がありません。

なお、資料にもありますように、工事施工のために一時的に設置する事務所等の施設など、農地転用の許可の例外に該当しない建築物が含まれる



場合は、別途農地法第5条の許可等が必要とあります。

また、公共工事において請負業者が現場事務所等を農地等に設置する場合の手続きについては、工事の内容を踏まえ、農地法適用除外条件への該当の有無に応じて処理される必要があると考えております。

農地法第5条許可申請にかかる質問の回答及び資料の説明は以上になります。

(農業委員会委員の改選について)

続いて改選の関係を本日報告させていただきます。配布しました「申込書提出後のスケジュール」をご覧ください。令和2年4月1日より募集しておりました、宿毛市農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の推薦及び応募状況については、別紙のとおりとなりましたので報告いたします。

農業委員については、定数11名に対し、定数と同数の11名の応募がありました。

また、農地利用最適化推進委員は定数7名に対し、応募は5名、2名の欠員が生じております。

つきましては、欠員補充するため再募集を行うこととし、該当する地区の住民へ15日付の地区長文書にて再募集のお知らせを配布することとしております。また、あわせて宿毛市のホームページでも再募集のお知らせを行います。再募集の期間は、今月15日(金)から29日(金)までの2週間です。

なお、このあとの流れとしまして、農業委員候補者につきましては、来週中に候補者評価委員会を行い、6月の市議会定例会へ11名の候補者を人事案件として提出し議会の承認を得る手続きを行います。その後、7月20日に開催予定の組織総会に先だち、市長より辞令交付を受け新たな3年間の任期がスタートします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、同日に開催の組織総会にて改選後の新体制発足後に、事務局より農地利用最適化推進委員候補者を提案、新委員で審議のうえ承認後に会長より委嘱する予定です。

交代される委員さんにおかれましては、任期満了まで残り少なくなりますが、後任の委員さんへの引き継ぎがスムーズに進むよう事務局も一緒に取り組みを進めていきたいと思っております。また、引き続き担当される委員さんもこれまでと同様によろしく願いいたします。

改選についての説明は以上です。

このあと、田村委員よりパパイアの栽培について資料説明があります。

○田村委員 (パパイア栽培について)  
資料をJAの●●さんにもらって事務局に印刷してもらいました。視察に行った時にパパイア見学をして、●●さんから「手間もかからない。消毒もしなくていい。」ということから宿毛でも植えました。大月町は町全体で取り組んでいるらしいです。

○濱田委員 植える時期が、ちょっと風が強かった。

○田村委員 今年はずかだった。もう少し暖かくなってから植えたら良かった。田植えの後くらいに。農協のハウスのところに植えている。

○濱田委員 雨が降らんけん、乾いて小さくなる。なかなか、難しい。苗は良かった。

#### ※事務局からの報告

○事務局員 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について  
「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてです。  
内容は事務局で案を作成し、去る3月の総会にてご協議いただきました  
「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきましては、3月2日から4月30日までの期間、宿毛市のホームページにて公開し意見等の募集を行いました。意見はありませんでしたので報告いたします。今後、令和2年度の活動計画とあわせてホームページへ公表いたしますので、ご報告いたします。

○事務局員 (次回総会の日程について)  
最後に次回総会の日程についてお知らせします。6月1日（月）午後1時30分から行います。提出議案の締め切りは来週12日（火）、議案送付は5月25日（月）の予定です。よろしくお願ひします。

○議長 他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長            それでは、以上で今期定例総会の議事は全て終了いたしました。これで第824回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時15分閉会

令和2年5月8日

会 長

農業委員

農業委員